

寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則新旧対照表

現 行	改 正 案
（条例別表第1の規則で定める事務） 第2条 （略） 2・3 （略） （加える） （加える）	（条例別表第1の規則で定める事務） 第2条 （略） 2・3 （略） <u>4 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務とする。</u> <u>5 条例別表第1の5の項の規則で定める事務は、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務とする。</u>
（条例別表第2の規則で定める事務及び情報） 第3条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は、前条第1項に規定する事務とし、同表の1の項の規則で定める情報は、地方税法（昭和25年法律第226号）その他地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、健康保険法（大正11年法律第70号）若しくは船員保険法（昭和14年法律第73号）に規定する被保険者若しくは被扶養者、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に規定する共済組合の組合員若しくは被扶養者、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）に規定する共済制度の加入者若しくは被扶養者又は国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する被保険者の資格に関する情報（以下「医療保険関係情報」という。）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手	（条例別表第2の規則で定める事務及び情報） 第3条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は、前条第1項に規定する事務とし、同表の1の項の規則で定める情報は、地方税法（昭和25年法律第226号）その他地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、健康保険法（大正11年法律第70号）若しくは船員保険法（昭和14年法律第73号）に規定する被保険者若しくは被扶養者、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に規定する共済組合の組合員若しくは被扶養者、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）に規定する共済制度の加入者若しくは被扶養者又は国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する被保険者の資格に関する情報（以下「医療保険関係情報」という。）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手

条例別表第2の4の項の規則で定める事務は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年神奈川県規則第116号）別表第1の1の項右欄に規定する事務と

条例別表第2の4の項の規則で定める事務は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年神奈川県規則第116号）別表第1の1の項右欄に規定する事務と

し、条例別表第2の4の項の規則で定める情報は、地方税関係情報、障害福祉関係情報<u>並びに児童福祉法に規定する障害児入所支援及び措置に関する情報並びに特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に規定する障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給の認定に関する情報</u>_____ とする。 （加える） （加える） （加える） （補則） <u>第4条</u> （略）	し、条例別表第2の4の項の規則で定める情報は、地方税関係情報、障害福祉関係情報、<u>児童福祉法に規定する障害児入所支援及び措置に関する情報並びに特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に規定する障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給の認定に関する情報</u><u>並びに当該申請者等に係る住登外者宛名情報</u>とする。 （条例別表第3の規則で定める事務及び情報） <u>第4条</u> 条例別表第3の1の項の規則で定める事務は、<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、教育委員会が管理する住登外者に係る住登外者情報とする。</u> 2 <u>条例別表第3の2の項の規則で定める事務は、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、町長が管理する住登外者に係る住登外者情報とする。</u> （補則） <u>第5条</u> （略）
---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。